

が お か ほ い く えん お お も り き た えん
こどもヶ丘保育園大森北園

じゅうようじ こうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

ほいく ていきょうかいし どうえん せつめい ないよう つぎ とおり ごかくにん うえ どういしょ ていしゅつ
保育の提 供 開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次の通りです。ご確認の上、同意書をご提 出 くださ
い。

ほいく えん がいよう
1 保育園の概要

めいしょう 名 称	が お か ほ い く えん お お も り き た えん こどもヶ丘保育園大森北園						
しゅべつ 種別	おお た く し り つ に ん か ほ い く し ょ 大田区私立認可保育所						
しせつしよざいち 施設所在地	とうきょうと おお た く おお も り き た 東京都大田区大森北6-30-18						
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成31年4月1日						
れんらくさき 連絡先	でん わ ばん ぐう 電話番号：03-6404-6828 FAX：03-6404-6829						
りようていいん 利用定員	さいじ 0歳児※1	さいじ 1歳児	さいじ 2歳児	さいじ 3歳児	さいじ 4歳児	さいじ 5歳児	けい 計
	めい 6名	めい 11名	めい 11名	めい 21名	めい 20名	めい 11名	めい 80名

※1 せいご にちいじよう
生後57日以上

◆利用定員は、ねんど へんこう ばあい
年度により変更となる場合がございます。

せつちしや がいよう
2 設置者の概要

めいしょう 名 称	かぶしがいいしや 株式会社チャイルドビジョン
ほうじんとうしゅべつ 法人等種別	かぶしがいいしや 株式会社
しよざいち 所在地	〒108-0014 とうきょうとみなとくしば とう か 東京都港区芝5-20-9 東化ビル5F
だいひうしやしめい 代表者氏名	たけい ただし 竹居 正
れんらくさき 連絡先	でんわばんぐう 電話番号：03-6453-6910
せつりつねんがつび 設立年月日	へいせい ねん がつ か 平成22年3月3日

しよくいんたいせい
3 職員体制について

◆かきひよう さくせい びげんざい へんこう しよう ばあい
下記表は、作成日現在のものであり、変更が生 じる場合があります。

しよくめい 職 名	にんずう 人数	しよくわないう 職務内容
しせつちよう 施設 長	めい 1名	えん ぎようむ とうかつ 園の業務を統括するとともに、保育の質の向 上 及び、職員の資質の向 上 に 取 り 組 む ほか、業務の管理及び職員 の 管理を一元的に 行 う。
しゅにん ほいく し 主任保育士	めい 1名	しせつちよう ほ さ 施設 長を補佐するとともに、ほいくないよう ほいく し とうかつ 保育内容について保育士を統括する。
ほいく し 保育士	めいいじよう 11名以上	ほいく じゅうじ けいかく りつあん じっし きろくおよ かていれんらくとう ぎようむ おこな 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を 行 う。
かん ご し 看護師	めい 1名	せい かん ご し じゅん かん ご し しかく ゆう もの こ けんこう かん り とうえん 正看護師または 准 看護師の資格を有する者とし、子どもの健康管理と当園 ぜんぱん えいせい かん り おこなう 全般の衛生管理を行う。
ちようりいん 調理員	めいいじよう がいぶいたく 2名以上 (外部委託)	ちようりぎようむ じゅうじ 調理業務に従事する。
しよくたくい 嘱託医	めい 1名	こ 子どもの心身の健康管理を行うとともに、ていきけんこうしんだん しよくいん および ほ ご し や しんしん けんこう かん り 定期健康診断、職員 及び 保護者 へん そうだん しどう おこな への相談、指導を 行 う。

しよくたく 嘱託 歯科医	めい 1名	こ 子どもの心身の健康管理を行 うとともに、定期健康歯科検診、保護者への相談、指導を行 う。
じむしよくいん 事務職員	めい 1名	えん 園の事務を行 う。

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

4 提供する保育の内容及び、保育園の目的等

ていきよう 提供する 保育の内容	じどうふくしほう こ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する
もくてき 目的	じどうふくしほうおよ そ 児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、子どもの人権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する
けいえいりねん 経営理念	せいちよう よろこ 成長を喜びへ
ほいくりねん 保育理念	こ 子どもひとりひとりの個性を尊いものとして認め、伸ばす保育
うんえいおよ 運営及び 保育方針等	ほいくもくひよう <保育目標> ・自分の思いを素直に表現できる子 ・五感を使つてのびのびと遊ぶ子 ・心身ともに元気な子 ほいくほうしん <保育方針> ・子どもの個性を大切に育みます ・五感を使い、好奇心や探求心を育みます ・家庭的な雰囲気大切にします

5 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 利用の開始
当園は、市町村から保育についての利用の要請を受けたとき、これに応じるものとします。
- (2) 利用の終了
当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。
- ①園児が満5歳に達したとき（ただし、満5歳に達した年度の3月末日までは保育を提供いたします）
- ②支給認定保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

6 保育を提供する日及び休園日

かいえんび 開園日	げつようび どようび へいじつ 月曜日から土曜日の平日	きゅうえんび 休園日	にちようび しゅくじつ 日曜日・祝日
--------------	--------------------------------	---------------	-----------------------

- ◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ◆年始1月2日及び同月3日、年末12月29日から同月31日まで
- ※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

7 保育を提供する時間と必要量

(1) 提供する時間

月曜日から土曜日の平日	午前7時15分から午後7時15分まで
-------------	--------------------

(2) 保育の必要量

区分	内容
保育標準時間認定	11時間（午前7時15分から午後6時15分まで）
保育短時間認定	8時間（午前9時00分から午後17時00分まで） ※上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、施設長に相談の上、スポット延長保育をご利用ください。
基本保育時間外（延長保育）	午後6時15分から午後7時15分まで

※実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

8 利用料金

保育料	おおたくさだりようりょう 大田区が定めた利用料
延長保育料	つきぎめりよう 月極利用：5,000円 / 月額 りよう スポット利用：500円 / 1時間 ※保育短時間認定の方は開園（午前7時15分）から午前9時00分までの時間と午後5時00分から閉園（午後7時15分）までの保育をご利用の際にスポット料金が発生いたします。
延長保育料のお支払方法	せいきゅうび まいつき か ぜんげつぶん 請求日：毎月10日（前月分） ひきおとしび まいつき か か きんゆうきかん きゅうぎょうび ばあい よくえいぎょうび 引き落とし日：毎月20日（20日が金融機関休業日の場合は翌営業日） ひきおとしにちじてん こうざ じゅうぶん ざんだか かくにん ねが ※引き落とし日時点で口座に十分な残高があるか確認をお願いいたします。

9 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。 ◆緊急連絡先は、必ず日中に連絡が取れる番号をご記入ください。緊急時には、園から連絡が入ります。お電話に出ることができなかった場合は、可能な限り、早めの折り返しのご連絡をお願いいたします。	
	かんかつ 管轄	しょざいちおよびれんらくさき 所在地及び連絡先
救急・消防	おおもりしょうぼうしょ 大森消防署	おおたく おおもりひがし 大田区大森東1-32-8 03-3766-0119
警察	おおもりけいさつしょ 大森警察署	おおたく おおもりなか 大田区大森中1-1-16 03-3762-0110
嘱託医	なわいいん 名和医院 ひろせ ちえこ 弘瀬 知江子	おおたく おおもりほんちよう 大田区大森本町2-25-28 03-3761-6257

しょうたく し か い 嘱託 歯科医	アブル ^{し か い いん} 歯科医院 しんぼ さとる 新保 悟	おお た く おお もり ほん ちよう 大田区大森本町2-25-1	03-3761-4181
-----------------------	---	--------------------------------------	--------------

10 賠償責任保険等の加入と健康診断

- (1) 賠償責任保険
1回の事故につき15億円、1名の事故につき1億5千万円の賠償責任保険に加入しています。
- (2) 健康診断
健康診断は園にて、春と秋の年2回実施いたします。
※0歳児クラスのみ、毎月1回健康診断を実施します。

11 非常災害時の対策・防犯対策

ぼうはんせつび 防犯設備	がっこう ばん ひじょうつうほうそうち 学校110番（非常通報装置）・オートロック
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいたんちきけむりかんちき ゆうどうとう かさいつうほうせつび しょうかき 自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、火災通報設備、消火器
しょうぼうけいかくとどけでねんがっぴ 消防計画届出年月日	へいせい ねん がつ とどけですみ 平成31年3月に届出済
ぼうかかんりしや 防火管理者	しせつちよう 施設長
ていきくんれん 定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
さいがいはっせいじ たいおうなど 災害発生時の対応等	ほごしやとう ひ と あいだ かいしよじかんが い ふく ひ つづ じどう ほご 保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
ひなんばしよ 避難場所	いちじしゅうごうばしよ おおもりだいごしょうがっこう ひなんばしよ へいわじまちく ひなんじよ おおもりだいごしょうがっこう （一時集合場所）大森第五小学校（避難場所）平和島地区（避難所）大森第五小学校 ※水害の場合は保育園の6階（保育室）に垂直避難の予定

12 虐待防止等の措置について

当園は、入所児童の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

たいせいせいびとう 体制整備等	にゅうしよじどう ぎゃくたいぼうし およびじんけんようごとう ほか ひつよう たいせい せいび おこな 入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応	じどう ふてきせつ よういく ちょうこう みと ばあい た ひつよう ばあい じどうぎゃくたい 児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

虐待が疑われる場合、保育園には通告する義務があります（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

13 第三者委員による苦情解決

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

<苦情解決の流れ>

- ◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。
- ◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

① 保育園

受付担当者	担任保育士
解決責任者	施設長
連絡先	03-6404-6828 oomorikita@kodomogaoka.jp

② 第三者委員

氏名	西牧 千江子（民生委員）
連絡先	090-9002-8737
氏名	大野 明日子（民生委員）
連絡先	03-5493-2100

- ◆当保育事業の設置者の相談、又は利用者が意見を述べることを目的として、施設長、保育サービスの利用者、第三者委員（社会福祉士等）からなる運営委員会を設置しております。

14 その他

- (1) 住所、勤務先等家庭の状況に変更が生じた場合
家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更が生じた場合には、変更届の提出が必要となります。

1 5 個人情報^{こじんじょうほう}の取り扱^とい^{あつか}について

弊園^{へいえん}では、個人情報^{こじんじょうほう}の取り扱^とい^{あつか}について定められた法令^{さだめられたほうれいとう}等を遵守^{じゅんしゆ}するとともに、下記^{かき}の個人情報^{こじんじょうほう}取^とり扱^{あつか}い指針^{ししん}に従^{したが}って個人情報^{こじんじょうほう}の重要^{じゅうよう}性を認識^{にんしき}しプライバシー^{はいりよ}に配慮^{てきせつ}した適切^とな取^とり扱^{あつか}いをいたします。

【株式会社^{かぶしがいしゃ}チャイルドビジョン^{こどもヶ丘保育園} 個人情報^{こじんじょうほう}取^とり扱^{あつか}い指針^{ししん}】

1. 個人情報^{こじんじょうほう}の取^とり扱^{あつか}い

当社^{とうしゃ}では、業務^{ぎようむ}上必要な範囲^{ひつよう}で、かつ、適法^{てきほう}で公正^{こうせい}な手段^{しゅだん}により個人情報^{こじんじょうほう}を取^と得^{とく}します。当社^{とうしゃ}では、例え^{たと}ば次^{つぎ}のような方法^{ほうほう}で個人情報^{こじんじょうほう}を取^と得^{とく}することがあります。

(取^と得^{とく}方法^{ほうほう}の例^{れい})

- ・入園^{にゅうえん}にあたり提出^{ていしゅつ}いただく書類^{しよるい}等^なにご記入^{きにゅう}、ご提出^{ていしゅつ}いただくことによる取^と得^{とく}
- ・保育園^{ほいくえん}の運営^{うんえい}を行^{おこな}う中^{なか}で、当社^{とうしゃ}ホームページ^{がめんとう}のweb画面^{にゅうりよく}等^なへご入^{しゅとく}力^{りき}いただくことによる取^と得^{とく}
- ・お問い合わせ^{お問い合わせ}へ対応^{たいおう}するために電話^{でんわ}の内容^{ないよう}を記録^{きろく}または録音^{ろくおん}することによる取^と得^{とく} など

2. 個人情報^{こじんじょうほう}の利^り用^{よう}目^{もく}的^{てき}

当社^{とうしゃ}は、取^と得^{とく}した個人情報^{こじんじょうほう}を、次^{つぎ}の目的^{もくてき} (以下^い、「利用^{りよう}目^{もく}的^{てき}」といいます) に必要な範囲^{ひつよう}を超^はんい^{はんい}を超^こえて利^り用^{よう}しません。また、利^り用^{よう}目^{もく}的^{てき}は、重^{じゅう}要^{よう}事項^{じこう}説^{せつ}明^{めい}書^{しよ} (しおり) に記載^{きざい}します。さらに、利^り用^{よう}目^{もく}的^{てき}を更^{へん}更^{こう}する場合^{ばあい}には、その内容^{ないよう}をご本人^{ほんにん}に通^{つう}知^ちするか、ホームページ^{ホームページ}等^なにより公^{こう}表^{ひょう}します。

(1) 日^{にち}常^{じょう}の保^ほ育^{いく}を实^{じつ}施^しするにあた^{あた}って必要^{ひつよう}な範囲^{はんい}での利^り用^{よう}、管^{かん}理^り

(利^り用^{よう}の例^{れい})

- ・ロッカー、お誕生^{たんじょう}日^びカード、連^{れん}絡^{らく}帳^{ちやう}、靴^{くつ}箱^{ばこ}、おたより等^なへの記^き名^{めい}
- ・園児^{えんじ}の健康^{けんこう}管^{かん}理^りに伴^{とも}な^な園^{えん}の嘱^{しよく}託^{たく}医^いへ^への情^{じよう}報^{ほう}提^{てい}供^{きよう}
- ・在^{ざい}園^{えん}保^ほ護^ご者^{しや}に配^{はい}布^ふする園^{えん}からのおたより、ク^くラ^らスのおたより等^な、保^ほ育^{いく}に關^{かん}する園^{えん}内^{ない}書^{しよ}類^{るい}へ^への掲^{けい}載^{さい}

(2) 当社^{とうしゃ}が取^とり扱^{あつか}う保^ほ育^{いく}サ^さービ^びス^すの案^{あん}内^{ない}、それ^{それ}に付^ふ帯^{たい}、關^{かん}連^{れん}する各^{かく}種^{しゆ}案^{あん}内^{ない}、提^{てい}供^{きよう}お^およ^よび管^{かん}理^り

(3) 問^{もん}い合^あわせ、依^い頼^{らい}等^なへ^への対^{たい}応^{おう}

(4) その他^た、保^ほ護^ご者^{しや}の皆^{みな}様^{さま}と^との連^{れん}絡^{らく}、連^{れん}携^{けい}を適^{てき}切^{せつ}かつ円^{えん}滑^{かつ}に履^り行^{こう}するた^ため利^り用^{よう}目^{もく}的^{てき}の達^{たつ}成^{せい}に必要^{ひつよう}な範囲^{はんい}を超^こえて個人情報^{こじんじょうほう}を取^とり扱^{あつか}うときは、個人情報^{こじんじょうほう}保^ほ護^ご法^{ほう}第^{だい}16条^{じょう}第^{だい}3項^{こう}各^{かく}号^{ごう}に掲^かげる場合^{ばあい}を除^{のぞ}き、ご本人^{ごほんにん}の同^{どう}意^いを得^えるものとします。

3. 個人^{こじん}デ^{だい}ータ^たの第^{だい}三^{さん}者^{しや}へ^への提^{てい}供^{きよう}

当社^{とうしゃ}は、以下^いの場^ば合^{あい}を除^{のぞ}き、ご本人^{ごほんにん}の同^{どう}意^いなく第^{だい}三^{さん}者^{しや}に個人^{こじん}デ^{だい}ータ^たを提^{てい}供^{きよう}しません。

- ・法^{ほう}令^{れい}に基^きづく場^ば合^{あい}
- ・当社^{とうしゃ}の業^{ぎよう}務^む遂^{すい}行^{こう}上必要^{ひつよう}な範囲^{はんい}内^{ない}で、行^{ぎよう}政^{せい}機^き関^{かん}、業^{ぎよう}務^む委^ゐ託^{たく}先^{きん}に提^{てい}供^{きよう}する場^ば合^{あい}

4. 肖像^{しやうざう}権^{けん}の使^し用^{よう}と同^{どう}意^いについ^てて

当社^{とうしゃ}は、入^{にゅう}園^{えん}希^き望^{ぼう}の皆^{みな}様^{さま}や地^ち域^{いき}の方^か々^た等^なに向^むけて保^ほ育^{いく}活^{かつ}動^{どう}を広^{こう}報^{ほう}したり、保^ほ護^ご者^{しや}に對^{たい}して園^{えん}児^じの施^し設^{せつ}内^{ない}外^{がい}での活^{かつ}動^{どう}をご案^{あん}内^{ない}したりする機^き会^{かい}がござい^ます。詳^{しょう}細^{さい}は別^{べつ}紙^し「お子^こさ^さまの肖^{しやう}像^{ざう}権^{けん}使^し用^{よう}につい^てての願^{ねが}い」をお読^よみく^くださ^い。

重要事項 同意書

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。
なお、本同意は、卒園まで有効とさせていただきます。

令和 年 月 日

施設名 : こどもヶ丘保育園大森北園

説明者職名 : _____ 氏名 : _____ 印

私は、本書面に基づいて、こどもヶ丘保育園大森北園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

住所 : _____

児童氏名 : _____

保護者氏名 : _____ 印

児童から見た続柄 : _____